

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月24日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第30号

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年亀山市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第12条の2中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。